



## 『ゆめここ通信』の趣旨

「ゆめここ通信」は、年数回発行します。本校のホームページを通して地域の方々へ特別支援教育についての情報発信や、校内の先生方へ向けて情報提供を行っていきます。本校の実践事例や教材等の活用方法、自立活動、合理的配慮、福祉サービス等々、地域支援センターで取り扱っていく内容を中心にまとめていきたいと思ひます。どうぞ、よろしくお願ひします。

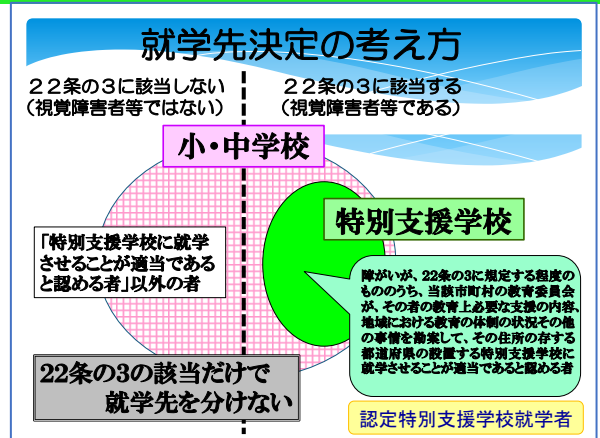
## 障がいのある幼児児童生徒の就学について

地域支援センターでは、障がいのある幼児児童生徒の就学に向けての支援で、5月より学校見学会や教育相談を行っています。今回は、「就学先決定の考え方と手続きの流れ」と、就学先を保護者が決めるまでに行っている「学校見学会と教育相談の内容」について伝えていきます。

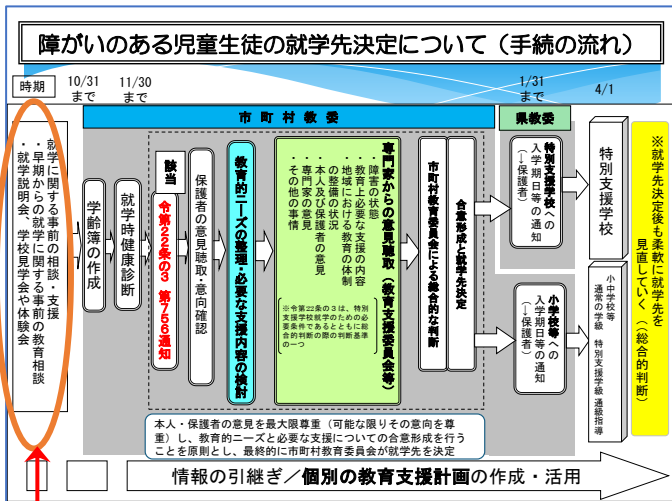
## 就学先決定の考え方と手続きの流れ

「学校教育法施行令第22条の3」（視覚障がい者等の障がいの程度）

区分	障がいの程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大読字等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性的呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療は又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの



対象児の障がいの状態が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度であっても、地域での学習環境が整っており、適切な教育を受けることのできる学校種が地域の小中学校であれば小中学校に就学するという、個に応じた判断を行うこととなっています。



市町村教育支援委員会（市町村就学指導審議会等）で、障がいの状態、必要な支援の内容、地域における体制整備の状況、本人保護者や専門家からの意見を聴取し総合的に就学先を判断します。

一度決定した就学先が、小学校6年間、中学校3年間を通して絶対に維持されるのではなく、児童生徒の発達の程度、適応の状況、学校の状況を勘案しながら、「就学先決定後も柔軟に就学先を見直していく」ことが可能です。

### 現時点

〇共生社会の理念をふまえ、まずは地域の学校で学ぶことが可能かどうかを検討していきます。そのうえで、支援の内容や地域の教育の体制、その他の事情を勘案して、市町村教育支援委員会において、特別支援学校で学ぶことが適切であるという判断を得た場合には、特別支援学校に就学することができるという制度になっています。



# たむら支援学校の取組

## 学校見学会（年4回）

## 教育相談（就学相談 6月～11月）

- 学校見学会では、たむら支援学校の概要説明や就学先決定の考え方や手続きの流れについての説明、授業参観や校舎見学等を通して、保護者や地域の福祉事業所等の地域の関係機関に、たむら支援学校について理解していただく場としています。また、特別支援学校についての理解を深めていただくことで、保護者自身の判断で就学について考えていただく機会としています。
- 学校見学会を経て、本校への就学を希望する場合、さらに詳細について話をしたい場合には教育相談を申し込むことをお伝えしています。

- 教育相談（就学相談）では、「教育相談事前記入用紙」の内容をもとに保護者と話し合います。また、教材等を使って対象児とかわります。これらのやりとりを通して、対象児の障がいの状態等を把握し、特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容、家庭の状況、保護者の就学に対する考えなど、総合的な視点で確認していきます。それらをもとに、地域の学校等で学ぶことも視野に入れながら、保護者と一緒に適切な学びの場について話し合っていきます。

### 学校見学会の日程

- ・10時05分～ 学校についての説明
- ・10時25分～ 校舎見学
- ・10時50分～ 質疑応答



学校の概要説明で使用するスライド資料（一部）

①対象児の障がいの状態等の把握

④家庭の状況  
(通学方法を含む)

②特別な指導内容の確認

⑤保護者の就学に対する考え

③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容の確認

適切な学びの場について一緒に考えます

『学校見学会』では、たむら支援学校の理解啓発や保護者や地域の関係機関に就学先決定の考え方等について理解していただく機会とし、『教育相談（就学相談）』では地域の学校等で学ぶこと、特別支援学校で学ぶことのそれぞれの良さを確認しながら、対象児の学びの場について保護者と一緒に考えていくことを大切にしています。

保護者にとって、地域の小・中学校や他障がい種の特別支援学校等を見学し、就学先について考えていく非常にデリケートな時期です。校内で会った際には、笑顔で挨拶をするなど心情に配慮した対応をお願いします。



## 自立活動（時間における指導）実践紹介

目標物を見つける学習。選択肢は、文字や数字、イラスト、実物など応用できる。

隙間を通る物を答える学習。見る部分が限られているので注目しやすい。

### 「見る力」を培うことを目標とした指導

隙間を通る物を答える、たくさんの物の中から目標物を見つける、動く物を追視するなど、目をよく動かして見る学習。注視や追視は、注意集中の持続、模倣、文章を読む、ラダーやハードル跳びなどにも必要な力です。

【指導区分：環境の把握】

風で飛ぶティッシュペーパーを追視して、キャッチする学習。

間違い探し

